

御意見の概要	これに対する考え方
<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第40号)関連の改正</p> <p><u>廃棄物処理施設の設置許可の申請に係る生活環境影響調査書の添付の特例対象(法第8条第3項ただし書き及び第15条第3項ただし書き関係)</u></p> <p>施設の使用による経年変化も考慮して、維持管理記録等により施設の正常な機能が維持されているかについて確認することが必要である。</p> <p>破砕施設等のように排水、排ガス、悪臭のない施設であって周辺に民家がなく、騒音や振動の影響のおそれがない場合についても、生活環境影響調査書の添付を不要とすべき。</p> <p>過去になされた許可に係るこれらの事項と同一である場合だけでなく、軽微な変更が行われたものにあつては、軽微な変更の範囲を含むものにするよう改正されたい。</p> <p>2 改正法に関連しない改正 【不法投棄の撲滅と適正処理対策の更なる推進を目的とする改正】</p> <p><u>(1)最終処分場の残余容量の定期的な把握及び記録・閲覧の義務付け</u></p> <p>把握の方法を簡易な手法としていただきたい。また、把握手法を通知等により明示すべき。</p> <p>残余容量を算出した方法も明確にするるとともに、記録・閲覧の対象とすべき。</p>	<p>これに対する考え方</p> <p>経年変化等により維持管理計画どおりに施設の維持管理が適正に行えないものについては、過去になされた許可に係る維持管理計画と同一とはいえず、特例の対象とはならないことから、維持管理記録等による確認は必要です。</p> <p>生活環境影響調査書は、生活環境への影響のおそれがないかどうかを調査し予測・評価をするためのものであることから、不要とすることはできません。</p> <p>許可に係る事項が同一であるかどうかの考え方については、軽微変更等の届出がなされた軽微な変更も含まれる場合があるので、必要に応じて具体例に則してお示しすることとします。</p> <p>具体的な把握の方法は、合理的かつ精度が高いものが求められることから、追って通知等でお示しすることとしています。</p> <p>具体的な把握の方法は、通知等でお示しすることとしており、この中で、記録・閲覧する項目として、把握方法を明記する予定です。</p>

同一構内から発生する廃棄物のみの自社の最終処分場は対象外とすべき。

【廃棄物処理施設に係る規制の合理化等を目的とする改正】

(2) 既存の製造設備を活用した廃棄物の焼却施設の構造・維持管理基準の合理化

集じん器に流入する燃焼ガス温度を概ね 200 以下に冷却することとしているが、200 ではダイオキシン類濃度の規制値を満足できないのではないかと。同時に、ダイオキシン類濃度も定めるべき。

製鋼用電気炉のダイオキシン類濃度は酸素換算しておらず、既設炉 5 ナノグラム / m³ 以下は甘い。廃棄物処理を行う電気炉については、少なくとも新設の電気炉の基準を適合すべき。

(3) 小型廃棄物焼却炉に係る処理基準の見直し

(廃棄物を 1 回の投入で燃やし切るバッチ炉に係る御意見)

廃棄物を一回の投入で燃やし切るバッチ炉も使用可能と判断した根拠は何か。

バッチ型の焼却炉は、酸欠状態になり、着火時点から最後に燃え切るまでに炉内温度が 800 以上まで上昇するのは

自社の最終処分場であっても、残余容量の定期的に正確な把握を行うことは、最終処分場の適正な維持管理を行う上で必要であり、対象外とする理由にはなりません。

今回の見直しでは、施設の維持管理上、集じん器に流入する燃焼ガス温度 200 以下にすることが適当でない非鉄製錬用の施設について、これを必要とせず、ダイオキシン類の測定頻度を高めることとするもので、ダイオキシン類濃度の基準は従来どおり適用されます。

製鋼用電気炉における廃棄物の処理実態等の状況を踏まえ、ダイオキシン類対策特別措置法に定める製鋼用電気炉に係るダイオキシン類の排出基準と整合を図ることとしたものです。

「外気と遮断された状態で投入できる構造」については、廃棄物の投入の際の燃焼室の燃焼ガス温度の低下や燃焼ガス等の外気への漏洩を防止することを目的としたものであり、現行基準においても、廃棄物の燃焼中に外気と遮断された状態で廃棄物を一回の投入で燃やし切る方式の炉が排除されているものではありません。

小型廃棄物焼却炉に係る技術の進展により、炉内温度が概ね 800 以上まで上昇し、その状態を維持することが可能なバッチ

無理。

排ガス温度が 800 以上になってから廃棄物の投入を行うようにすべき。

焼却施設は立ち上げ・立ち下げ時の燃焼状況が非常に不安定であり、1日あたりの焼却回数(バッチ数)を規定する必要がある。

外気と遮断された状態で投入できる設備以外からは廃棄物の投入ができない構造を要件とすべき。

燃焼中の扉の開閉を防止するために必要な具体的な措置等を明確にされたい。

蓋を閉めたままで1バッチ焼却を担保する設備基準を明確にすべき。

(温度計に係る御意見)

燃焼ガス温度を適正に維持できることを確認する手段・方法を明確にすべき。

安定した燃焼状態を維持できる場合についての基準を明確にされるとともに、処理基準の的確な運用が担保されるよう規定の整備を行う必要がある。

燃焼の状態は常に安定しているとはいえず、800 以上での適正な焼却を担保する観点から温度計の常時設置による監視は必要である。

燃焼ガス温度が定期的に測定可能な構造について明確にすべき。

温度記録計の設置と焼却時の温度記録

炉もあることも踏まえ、今回の改正により一回の投入で燃やし切る方式の炉も使用可能であることを明確化するものです。

燃焼ガス温度がすみやかに 800 以上まで上昇し、その状態が保たれることが重要であり、800 以上になってからの廃棄物の投入の義務づけやバッチ数を規定することは考えておりません。

燃焼中の扉の開閉防止については、自動ロック方式などの構造上の措置とともに、焼却の方法として別途定めている基準(黒煙が排出されないように焼却すること等)の遵守とも密接に関連することから、これらの基準が厳格に運用されるよう、自治体及び関係機関・団体等を通じて、指導の徹底を図ることとしております。

燃焼ガスの温度を測定する装置については、引き続き、常時設置が基本ですが、温度計を共有し、当該温度計で燃焼ガス温度を測定する極めて特異な使用形態の場合において、燃焼ガス温度の測定結果により、概ね 800 以上の安定した燃焼状態を保つことが可能と判断される廃棄物のみを焼却する場合であって、温度計が装着可能な測定口が設置され、温度計を定期的に燃焼室に装着し、燃焼ガス温度を測定・記録する場合については、当該小型廃棄物焼却炉は使用可能であることとし、本基準が的確に運用されるよう、自治体及び関係機関・団体等を通じて、徹底を図ることとしております。

の保存を義務付け、維持管理面から実質的な規制をすべき。

(助燃装置に係る御意見)

着火バーナーと二次助燃バーナーの性格は全く異なり、温度管理の不安定な小型炉において高温燃焼を確保するには二次バーナーは不可欠な設備である。

助燃バーナーは炉内温度を上昇させるものであって、燃焼を促進することは無い。着火バーナーは炉内の底部についているため燃焼ガス温度を上昇させる能力は無い。

着火用バーナーを助燃バーナーと見なすことに意義はない。

(見直しの根拠に係る御意見)

今回の基準の見直しに当たって、行政及び第三者による検査データの評価を行っているか。行っていれば、その結果を開示すべき。

小型焼却炉がダイオキシン類濃度基準を十分満足しているか否かについて、どのデータに基づき、誰がそのデータの信憑性・信頼性の検証を行ったのか、明らかにすべき。

今回の基準の見直し作業が、木材等関連業界からの要請によるものか否か、具体的な要請内容等を付して公表すべき。

関連業界団体・事業者の経済的な圧迫事由から、今回の基準の見直しを行われたのであれば、その経済性の評価についても公表すべき。

製材業界等の圧力に屈した改定案ではないのか。

小型廃棄物焼却炉について、焼却する廃棄物の性状や焼却炉の構造によっては、助燃装置がなくとも概ね 800 以上の安定した燃焼状態を保つことが可能な事例もあることから、燃焼ガス温度の測定結果により概ね 800 以上の安定した燃焼状態を保つことが可能と判断される廃棄物のみを焼却する場合に限って、助燃装置が設置されなくとも使用可能とすることとしております。

これまでに(平成 14,15 年)、木材業界から環境省に対し、廃木材を焼却する小型廃棄物焼却炉のダイオキシン類測定の合理化(測定頻度や測定項目の削減)や設備基準の適用除外等について要望がありました。今回の基準の見直しは、このような要望も参考としつつ、ダイオキシン類の排出インベントリー、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果等に基づき、ダイオキシン類に係る削減目標の達成状況や排出基準の適合状況、小型廃棄物焼却炉の処理基準適合状況等の実態を踏まえ、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守に支障を生じない範囲で行うものです。

処理基準を満たさずに排ガス中のダイオキシン類濃度基準を十分満たしている小型廃棄物焼却炉が一定存在するという根拠を明らかにすべき。

(ダイオキシン類排出量の算定に係る御意見)

廃棄物焼却炉のダイオキシン類排出量は、測定実態をみると、過小評価になっている疑いが極めて強い。

(見直し後のダイオキシン類排出量に係る御意見)

年1回の排ガス中ダイオキシン濃度測定で、常に基準を満たしているとするにはダイオキシン濃度測定時と同じ操業条件で焼却していることを示すことが必要であり、現行の処理基準を満たしていることが最低限必要。

この焼却炉で焼却する廃棄物の種類を限定(木材等)すべき。

見直し前の設備基準に適合せず休止している小型焼却炉が使用可能となり、焼却を実施した場合、ダイオキシン類の排出量が増加する。

小型焼却施設について、条例に基づく許可制を導入し、ダイオキシン類の排出濃度が大幅に改善された中、小型廃棄物焼却炉に係る処理基準の見直しを行うことは適当ではない。

廃棄物焼却施設のダイオキシン類排出量の算定は、ダイオキシン類の排出抑制等の観点から定められている構造・維持管理基準及び処理基準(設備基準)の遵守を基本に、年1回又は数回のダイオキシン濃度の測定結果や廃棄物焼却量等をもとに推計しており、概ねの実態を反映しているものと考えております。

今回の基準見直しにおいては、ダイオキシン類の発生抑制の基本である燃焼ガスの温度が800以上の状態で廃棄物を焼却できる設備についての基準は変更しないこと、助燃装置の設置に係る見直しについては、対象となる廃棄物の性状等を限定した上で行うものであること等から、設備基準見直しがダイオキシン類排出量の増加につながるとは考えておりません。

(見直しの影響に係る御意見)

規制を緩和すれば、廃棄物の完全燃焼を担保できず、不適正な処理の温床になり、野放し状態になる。

小型廃棄物焼却炉に係る設備基準の見直しについては、不適正処理を横行させる可能性がある。

(休止炉に係る御意見)

「休止している」について、具体的な判断基準を定めること。

休止している小型焼却炉の再開に当たっては、ダイオキシン類特別措置法における届出事項に再開は含まれていないため、構造変更を伴わない再開について、ダイオキシン類特別措置法の規定整備が必要と考える。

(その他)

「焼却室中の焼却温度を 800 以上に保つこと」等の構造基準に対応した維持管理基準を別途制定すべき。

小型焼却炉(特に1回みのバッチ炉)では、不完全燃焼を起こしていないか確認する必要がある、一酸化炭素の排出基準を課す必要がある。

小型焼却炉は全面的に規制するか、禁止してください。

緩和施策ならば、小型廃棄物焼却炉に係る処理基準を廃止し、ダイオキシン類特別措置法による規制のみとしてよいのではないかと。

家庭用小型焼却炉を構造基準適用除外としてほしい。

見直し基準の施行に当たっては、ダイオキシン類の排出基準が確実に遵守されるとともに、小型廃棄物焼却炉において不適正な焼却が行われることがないように、自治体及び関係機関・団体等を通じて指導の徹底を図ることとしております。

ダイオキシン類対策特別措置法の施行状況調査等により、休止状態であると把握されている小型廃棄物焼却炉を想定しており、今後、休止している小型廃棄物焼却炉の実態把握や設備基準改正後の再開に当たっての対応について、通知や説明会等を通じて、周知することとしています。

廃棄物処理法では、廃棄物の適正処理及び処理に伴う生活環境保全上の支障防止の観点から、廃棄物を焼却処理する場合すべてに適用される処理基準として、焼却設備及び焼却の方法(黒煙を排出されないように焼却する等)に係る基準を定め、さらに、一定規模以上の焼却施設は、許可対象施設として、詳細な構造・維持管理基準を定めております。こうした基準の遵守徹底を図ることにより、生活環境保全上の支障防止は図ることができるものと考えております。

廃棄物処理法では、廃棄物の適正処理及び処理に伴う生活環境保全上の支障防止の観点から、廃棄物の処理基準を定めており、廃棄物を処理する場合は、当該基準の遵守が必要です。

(緩和要望)

処理基準の見直しについて賛成ですが、木材のような環境負荷が小さいものについてはさらに緩和してほしい。

木屑専用の焼却炉は規制対象から外すべき。

木材は古来より薪など燃料として利用され、燃やしてもダイオキシン問題はなく、「製材工場、木材加工工場、木材流通業者から排出される木質廃材」を「特定木質廃棄物」とし、従来の焼却施設の使用を認めてほしい。

(4)管理型最終処分場に係るほう素、ふっ素、アンモニア及び硝酸・亜硝酸化合物等の排水基準の見直し

暫定排水基準値の適用期間内において最終処分場を廃止する場合、廃止基準としては暫定排水基準値を適用するとしてよいか。仮に暫定基準値が変更となった場合、廃止基準としては変更前の暫定基準値が適用されるか。

今回の設備基準見直しは、小型廃棄物焼却炉の稼働実態やダイオキシン類排出量の状況等を踏まえ、ダイオキシン類の発生抑制対策に支障を生じないことを基本に、現時点で技術的に妥当と判断される範囲で行うものでさらなる緩和については、現時点では想定しておりません。

廃棄物の適正処理の確保及び処理に伴う生活環境保全上の支障防止の観点から、焼却に係る処理基準や焼却施設の構造・維持管理基準が定められており、廃棄物となった木材や木屑についても、こうした基準に適合した施設で適正に処理することが基本と考えます。

最終処分場を廃止する時点で適用されている排水基準値が廃止基準として適用されることとなります。